
介護サービス事業者向け 物価高騰対策支援補助金のご案内

柏市では、社会情勢の影響により物価が高騰している現状を踏まえ、介護サービス事業者の皆様の負担軽減を図り、利用者が今後も安定してサービスを受けられるよう物価高騰対策支援補助金を交付します。

本補助金は、用途を限定しない定額給付です。対象事業所におかれましては、本補助金を積極的にご活用ください。

◆担当・問い合わせ

柏市役所 高齢者支援課 いきがいの施設係

T E L: 04-7168-1996

MAIL: info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

■補助金の対象

対象事業所		助成単価
		下記に利用定員数を乗じた額 (訪問系・その他は事業所あたりの定額)
入所・入居系	介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設 (※)	10,000円/利用定員数
	介護老人保健施設，介護医療院，認知症対応型共同生活介護	
	単独型短期入所生活介護	
	養護老人ホーム，軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム等（特定施設のみ） (※)	
通所系	通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護	3,000円/利用定員数
	通所リハビリテーション (※)	
	小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護 (※)	
	通所介護相当サービス (※)	
訪問系	訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護	20,000円/事業所
	訪問リハビリテーション (※)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護	
	訪問介護相当サービス，訪問型サービスA (※)	
その他	介護支援，介護予防支援	10,000円/事業所
	居宅福祉用具貸与，特定福祉用具販売 (※)	

利用定員数は，令和8年10月1日時点の人数

(※)補助対象事業や利用定員数の算定方法は，次ページの「申請にあたっての留意事項」をご参照ください。

■【必ずお読みください】申請にあたっての留意事項

①補助対象外となる事業所・サービス

前ページの表に記載のある事業所であっても、以下に該当する場合は対象外（または重複算定不可）となります。

- (1) 病院または診療所が提供する「みなし指定」のサービス（通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等）
- (2) 要介護向けサービスと一体的に運営している総合事業（通所介護相当、訪問介護相当、訪問型サービスA）
（要介護向けサービスと合わせて「1事業所」として申請してください。）
- (3) 「福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売」の両方の指定を受けている場合の「特定福祉用具販売」
（福祉用具貸与のみ対象とします。）
- (4) 空床利用型の短期入所生活介護
- (5) 令和8年10月1日時点または申請日時点で休止・廃止をしている事業所

②利用定員数の算定について

原則として「令和8年10月1日時点」において認可または登録されている定員数としてください（実際の利用者数ではありません）。ただし、以下は特例となります。

(1) 特別養護老人ホーム等に併設する短期入所生活介護

施設の利用定員数に、併設する短期入所の利用定員数を加えて申請してください。空床利用型は定員数に含めません。

（例：特養100床に短期入所を10床を併設している場合は、特養で110床として申請）

(2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

「通いサービス」の利用定員数で申請してください。

(3) 特定施設入居者生活介護

全体の定員数ではなく、「令和8年7月～9月の各月において、当該事業所が本市の被保険者（柏市民）に対してサービスを提供した実利用者数の1ヶ月あたりの平均人数（小数点以下切り捨て）」で申請してください。

■申請方法・今後の流れ

◆申請の受付期間

令和8年10月19日(月)～11月30日(月)

※期限までに申請が間に合わない場合は、個別にご相談ください。

◆申請方法

インターネットから申請(下記URLよりご申請ください)。

<https://logoform.jp/f/jaZZe>



◆申請後の流れ

①申請内容の確認

市で申請内容を確認します。内容に不備や不足がある場合は、担当者から連絡します。

②交付決定の通知

審査後、交付決定通知書を法人宛てに郵送します。

③補助金の振込み

交付決定後、申請時に指定された口座へ補助金を振り込みます。

※申請内容や審査状況により、確認または振込みまでに時間を要する場合があります。